

# UBC情報



発行： 2022年1月4日

No. 259

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

あけまして おめでとうございます  
本年も変わらぬご愛顧のほど、  
よろしくお願い申し上げます。  
河野会計事務所 職員一同

★1月20日（毎月納付は1月11日）は  
源泉所得税の納期限です。納付がお済でない  
方は早めに納付してください。

## トピックス

### 令和4年税制改正大綱（主な中小・個人関連のもの）

◎中小企業における所得拡大促進税制の拡充……中小企業者等が国内雇用者の給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度における上乗せ措置について、①雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加の場合は控除率を15%加算、②教育訓練費が前年度比10%以上増加の場合は控除率を10%加算します。これにより、最大40%の控除が受けられます。

◎改正電帳法による電子取引データの保存に関する猶予措置……電子帳簿保存法の改正により、令和4年1月から電子データで授受した請求書や領収書等の取引情報は一定要件に従ってデータのまま保存することが求められていましたが、税務署長が要件に従って保存できない「やむを得ない事情」があると認め、書面による提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合は、令和5年12月まで書面による保存が容認されます（手続は不要）。

◎インボイス発行事業者の登録に係る見直し……令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、免税事業者も施行日から令和11年9月までは課税期間の途中から適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

◎土地（商業地等）に係る固定資産税の負担調整措置……土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）に緩和します。

◎住宅ローン控除の見直し……住宅ローン控除の適用期限を令和7年まで延長し、令和4年以後は、①控除率を0.7%に引下げ、②控除対象となる借入限度額は省エネ性能や入居年などに応じて2～5千万円、③控除期間は13年（中古住宅や令和6年・7年入居の一般住宅は10年）、④適用対象者の所得要件を2千万円以下に引下げ、⑤適用対象となる中古住宅の築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合（登記簿上の建築日付が昭和57年以降の家屋は適合しているとみなす）していることを要件に加えます。



## ☆令和4年4月施行 年金制度改正☆

令和4年4月から年金制度改正が施行され、年金受給開始時期の選択肢拡大、在職中の年金受給に関する見直し等が行われます。

◎繰下げ受給の上限年齢の引上げ……公的年金の繰下げ受給（現行66～70歳）の上限年齢が75歳に引上げられ、増額率は最大84%（0.7%×繰下げ月数）となります。なお、施行日（令和4年4月1日）以降に70歳に到達する方が対象です。

◎繰上げ受給の減額率引下げ……公的年金の繰上げ受給（60～64歳）の減額率が【0.4%×繰上げ月数】に引下げられます（現行0.5%×繰上げ月数）。なお、施行日以降に60歳に到達する方が対象です。

◎60～64歳の在職老齢年金制度の見直し……60～64歳の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円（現行28万円）を超えた場合に、年金額の一部又は全額が支給停止となります。

◎在職定時改定の導入……在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）について、毎年10月に厚生年金保険の被保険者期間に基づき年金額を改定します。

◎加給年金の支給停止ルールの見直し……老齢厚生年金等に加算されている配偶者の加給年金について、加算の対象となる配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有し、その全額が支給停止されている場合でも加給年金は支給停止されず（経過措置あり）。

## ☆事業復活支援金は売上高に応じた上限額☆

補正予算が成立し、新型コロナにより昨年11月～本年3月のいずれかの月売上が30%以上減少した中小事業者に、売上減少額を基に算定した額を給付する「事業復活支援金」が実施されます。

法人の給付上限額は売上高に応じて異なり、売上減少率50%以上の場合、年間売上高5億円超の法人で250万円（30～50%減少は150万円）、1億円超～5億円以下は150万円（同

90万円）、1億円以下は100万円（同60万円）です。なお、個人事業者は50万円（同30万円）が上限額です。

## ☆上場株式等に係る確定申告の注意点☆

上場株式等の取引について、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合は原則、確定申告をする必要はありませんが、譲渡損失の繰越控除や、複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告をする必要があります。

特定口座（源泉徴収あり）で申告しない場合は、譲渡益等がいくらであっても配偶者控除や扶養控除などを判定する際の「合計所得金額」に含まれないため問題ありません。

ただし、繰越控除の適用などで確定申告をした場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため、配偶者控除などに影響が出る可能性がありますので注意しましょう。

## 税制改正大綱より

上場株式等の配当所得等及び特定口座内（源泉徴収あり）の譲渡所得等については、所得税と住民税で異なる課税方式を選択（例えば、配当所得等について所得税は総合課税、住民税は申告不要とするなど）できますが、令和6年度分以後の個人住民税から所得税と異なる課税方式は選択できません。

**編集後記** 新しい年を迎えました。マスク着用の生活もすっかり日常に変わりました。市内は少し落ち着きを取り戻し、年末年始は久々の再会があった方も多いのではないのでしょうか。リモート、オンラインは確かに便利ですが、相手と対面で話すことはやはり大事、そんなことを実感しています。本年は、皆様とたくさんお会いできますように。

発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福情報

No. 259  
発行：2022年1月4日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：http://ubc-net.com  
所属：(一財)総合福祉研究会  
(一社)全国地域医業研究会

## 社会保障

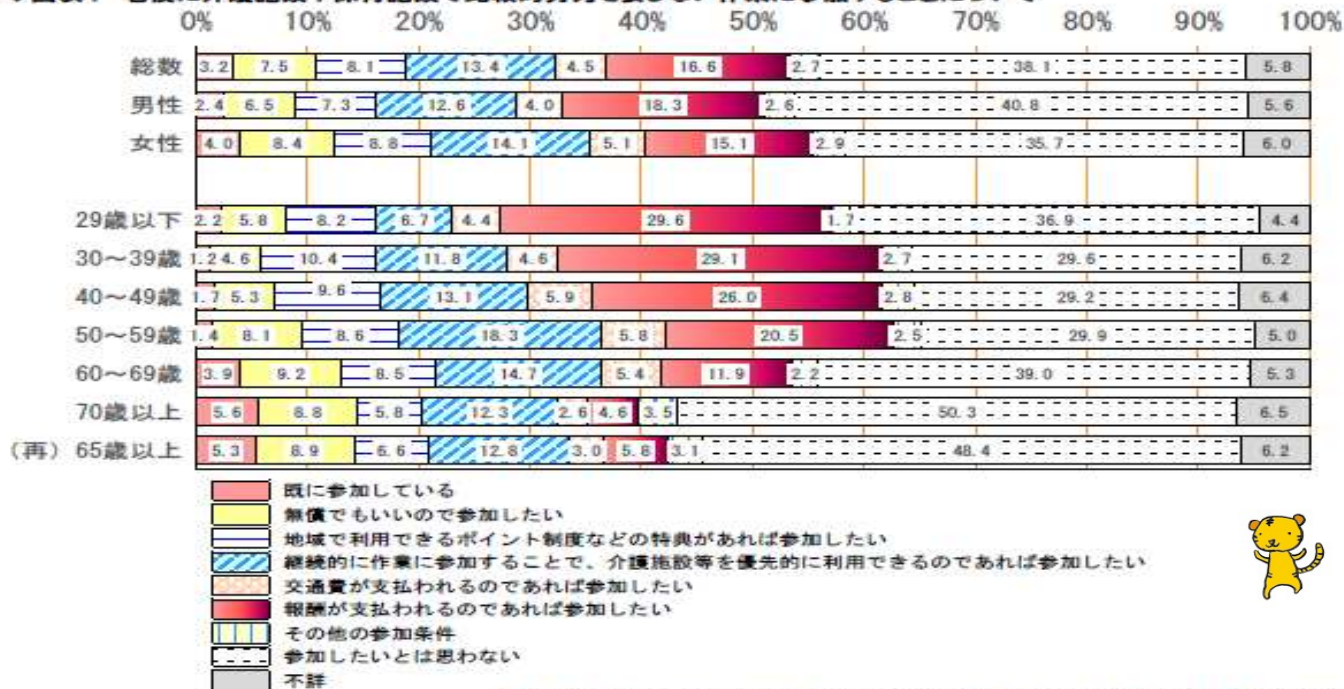
期待も、不安や負担感も大きい我が国の社会保障  
～厚生労働省が「社会保障に関する意識調査」の結果を公表～

厚生労働省は「2019年社会保障に関する意識調査～制度に関する情報の内容、健康づくり、給付と負担の水準～」の結果を公表しました。この調査は、社会保障制度への関心や情報を得る手段、給付と負担の水準などについての意識を調査して今後の社会保障制度改革を含めた厚生労働行政施策の企画・立案のための基礎資料とすることを目的としています。今回の調査は「2019年国民生活基礎調査」の対象単位区から無作為に抽出した360単位区内のすべての世帯の20歳以上の世帯員を対象として2019年7月に実施、調査客体11,538人のうち8,219人の有効回答(有効回答率71.2%)を集計しています。

国民生活に役立っていると考える社会保障の分野は、「老後の所得保障(年金)」が最も多く61.0%、次いで「医療保険・医療供給体制など」が48.2%、「老人医療や介護」が44.1%、「子ども・子育て支援」が24.7%となっています(3つまで回答)。老後の生計を支える手段として1番目に頼りにするものも「公的年金(国民年金や厚生年金など)」が最も多く55.9%、将来どのようなことを最も不安に感じているかでは「公的年金が老後生活に十分であるかどうか」が53.1%と最も多いなど、社会保障(特に年金)への期待は大きいと言えます。しかし負担水準については、「生活にはあまり影響しないが負担感がある」が最も多く50.4%、次いで「生活が苦しくなるほど重い」が38.4%と、負担感が強いことも事実です。

なお、老後に介護施設や保育施設で比較的労力を要しない作業に参加することについては、すべての年齢階級で「参加したいとは思わない」が最も多くなっていますが、次いで多いのは、若い世代では「報酬が支払われるのであれば参加したい」、中高年齢層では「継続的に作業に参加することで、介護施設等を優先的に利用できるのであれば参加したい」となっています。(総合福祉研究会)

◆図表1 老後に介護施設や保育施設で比較的労力を要しない作業に参加することについて



資料：2021.11.10厚生労働省「2019年社会保障に関する意識調査報告書」から作成

## 福祉

### 「福祉職場の賃金引き上げ、実効的な仕組みを」 財務省が来年度予算で方針



財務省の財政制度等審議会（榊原定征会長）は12月3日、2022年度予算編成に関する建議を鈴木俊一・財務大臣に提出した。これまでの介護、保育分野の処遇改善の取り組みについて言及し、「実際の賃金引き上げにつながる実効的な仕組みを構築する必要がある」と提言した。

介護では09年度から累計で月7万5000円の処遇改善が行われたが、全産業平均月収と比べて依然として6万円程度低い水準にある。保育も13年度以来、累計で最大月約8万円の処遇改善が行われたが、会計検査院から事業者の収入となって賃金引き上げに充てられなかった事例が指摘されている。こうした状況を踏まえつつ、処遇改善が本来の目的に確実に活用されるよう求めた。

また、介護、保育、医療、福祉分野は女性や非正規の労働者が多いことから、「医療・福祉分野で賃金水準が低いのは女性、非正規問題と関連が深い」と指摘。それに対して「国が分配機能を強化して処遇改善を図ることは意義がある」とした。労働分配率の国際比較をみても日本の医療・福祉分野は他国に比べて相対的に低いことも挙げ、「介護報酬をはじめ、分配の在り方を見直す必要がある」ともした。建議の総論では、新型コロナの再度の感染拡大に備えつつ、経済、財政の「正常化」に取り組むよう提言。社会保障については、22年度から団塊の世代が後期高齢者に移行し始め、医療費の増加などで給付費が急増すると見込み、「社会保障制度改革は待ったなし。新型コロナを理由に改革の停滞は許されない」と強調。受益と負担のアンバランスを是正して制度の持続可能性を高め、特に現役世代の将来不安を払拭するよう求めた。（福祉新聞）

## 保育

### 厚労省、保育所の多機能化を推進 少子化で供給過多時代へ向け報告書素案



厚生労働省の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」（座長＝倉石哲也・武庫川女子大教授）は11月24日、議論の取りまとめ素案を示した。少子化の進展に伴う定員割れなど保育所運営が厳しくなっている状況を踏まえ、保育施策の軸に据えてきた待機児童対策に引き続き取り組みつつ、今後は「人口減少地域における良質な保育の提供継続」を大きな柱に位置付けて保育所の多機能化などを進めていくべきだとした。

保育を取り巻く状況をめぐっては、待機児童数は今年4月時点で調査開始以降最少となる5634人まで改善。5月には保育所の利用児童数のピークが2025年度に訪れるとする試算を厚労省が公表していた。保育の“供給過多時代”を見据え、厚労省は今春同検討会を設置。（1）人口減少地域の保育所の在り方（2）多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援（3）保育所・保育士による地域の子育て支援（4）保育士の確保・資質向上——の四つの論点で議論してきた。素案では各論点ごとに、速やかに検討を開始すべき事項と中長期的な課題として検討すべき事項に整理した。速やかに検討すべき事項では人口減少地域の保育所存続に関し、公私連携や社会福祉連携推進法人、統廃合の事例を収集して情報提供すべきだとした。保育所の多機能化では、定員に余裕のある保育所で普段通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業、子ども食堂の併設といった具体例を提示。多機能化を進めるために必要な改修費、施設整備費への支援が必要だと明記した。

また、多様なニーズを抱えた家庭への子育て支援では、孤立しがちな0～2歳児を養育する家庭を対象にした一時預かりを進めることが重要だと強調した。配慮が必要な子どもについては実態調査を実施して既存補助事業の見直しなどにつなげる。医療的ケア児や障害児への保育提供に当たっては、保育所への支援の仕組みをきめ細かに検討することが重要だとした。

中長期の検討事項では、公定価格における利用定員区分や主任保育士専任加算について、人口減少を踏まえた見直しを求めた。また、保育士の処遇改善を着実に実施するとともに、人口減少が著しい地域出身保育士の都市部流出を防ぐため、地元就職に向けたインセンティブの必要性も指摘した。

構成員の意見交換では、「公定価格は制度疲労を起こしている」として根本的見直しの必要性を指摘する意見などが挙がった。（福祉新聞）